

地方自治法第199条第4項の規定により、平成25年度定期監査を実施したので、その結果を同法同条第9項の規定により報告します。

御所市監査委員 和田 正吾

御所市監査委員 杉本 延博

## 平成25年度 定期監査等結果報告書（第1次）

### 1. 監査の対象課、執行年月日

監査の対象課等	予備監査実施期間	定期監査及び講評日
水道局 業務課	平成25年6月5日～6月11日	平成25年6月28日
水道局 施設課	平成25年6月5日～6月11日	平成25年6月28日

### 2. 監査の対象事項

平成24年度の財務等に関する事務。

### 3. 監査の方法

地方自治法第199条第8項の規定により、あらかじめ監査に必要な資料の提出を求め、事務局による予備監査を実施し、その結果を踏まえて、監査委員による定期監査及び講評を実施した。

また、監査時において、関係する書類・資料を試査照合、及び関係職員からの事情聴取等による方法で実施した。

### 4. 監査を行った監査委員

和田 正吾、 杉本 延博

### 5. 監査の結果

今回監査を実施したところ、単純な誤謬に起因するもの等軽易なもの、不当とするには具体性に乏しいが注意する必要があると認められるものなど見受けられたが、監査当日に指摘を行ったものの内、公表は行わないが注意事項として改善を書類で求めることとした。